

都市計画道路の見直し素案に対する パブリックコメントを募集

問い合わせ 都市政策課
☎229-3181 FAX229-3336

三重県の「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、都市計画道路の見直し作業を行い作成した「都市計画道路の見直し素案」に対するパブリックコメントを募集します。

閲覧場所 都市政策課、総務課情報公開室、各総合支所地域振興課、津市ホームページ

提出方法 直接または郵送、ファクス、Eメールで都市政策課(〒514-8611 住所不要、☒229-3177@city.tsu.lg.jp)へ

募集期間 8月1日(金)～9月1日(月)

都市計画道路って？

都市計画道路は、皆さんのより良い生活環境や地域でのさまざまな活動を支える重要な都市施設として、都市計画決定された道路です。

どうして見直しが必要なの？

市の都市計画道路は、全69路線、総延長約220kmが都市計画決定されていますが、平成25年度末時点の整備率は約49.5%となっています。

都市計画道路は、人口増加や市街地の拡大に対応するために決定されたものが多く、人口減少や経済の低成長など社会経済情勢の変化を踏まえた必要性の検証が求められています。

どのように見直したの？

三重県の「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、見直し対象(未整備の幹線街路で、具体的な整備計画の無い区間かつ当初決定後20年以上経過した区間)を抽出しました。その結果、48区間が見直し対象となり、県が広域的必要性の検証を、津市が地域的必要性の検証を行いました。

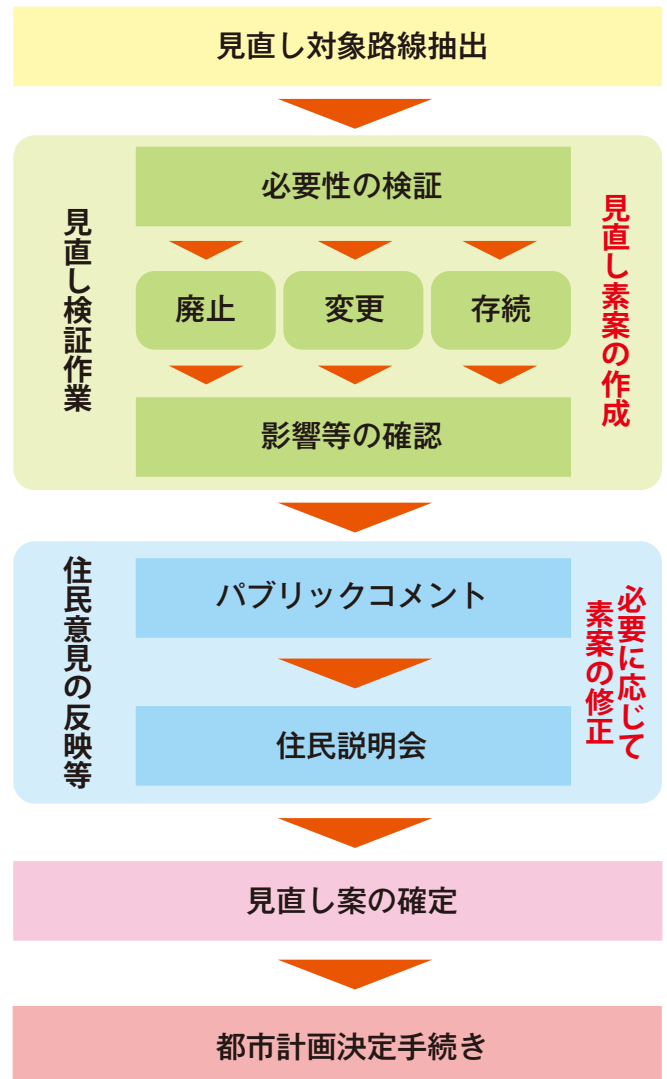
見直しに当たっては、「混雑の少ない円滑な交通処理」「安全・安心な暮らしを支える防災面」「まちづくりの促進につながる軸の形成」など、さまざまな評価の視点に基づき検証しています。

見直した結果は？

見直しの結果、33区間が「存続」、1区間が「変更」、14区間が「廃止」という結果となりました。この見直し素案を基に、今回のパブリック

コメントや住民説明会で皆さんからのご意見をいただき、都市計画決定手続きを進めていきます。

見直し作業の流れ



計画区域内に建物を建てる時は

都市計画道路など都市計画施設が計画されている区域内は、将来の整備が円滑に進むように建築物の建築について一定の制限がありますが、基準に適合するものは、都市計画法に基づく許可申請手続きを行うことで建築が可能です。

基準に適合するものの一例

階数が2階以下で、かつ地階を有さず、主要構造部が木造や鉄骨造等で移転が容易なもの
※詳しくは、津市ホームページをご覧ください。
か、都市政策課へお問い合わせください。